

判定区分および基準値一部変更のお知らせ

平素は当院をご利用いただき、誠にありがとうございます。2020年4月1日より、下記の通り、判定および基準値を変更いたしました。日本人間ドック学会等の基準値をふまえ、より健康の保持・増進に役立つよう設定させていただきましたのでお知らせいたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 判定及び、基準値の変更について

① C3、C6、C12 判定を新設

経過観察の判定区分を追加しました。すぐに精密検査や治療が必要な状態ではありませんが、生活習慣の改善など、注意が必要な段階を表します。

判定区分	内容
C3	3か月後に再検査をお受け下さい
C6	6か月後に再検査をお受け下さい
C12	12か月後に再検査をお受け下さい

② 尿腎機能判定

人間ドック学会の判定区分に従い、尿蛋白、尿潜血、尿沈渣の判定の一部を改訂しました。

③ ALP

日本臨床化学会より、測定方法の変更連絡があり、改訂しました。従来の「JSCC 法」から、諸外国で広く用いられている国際臨床化学連「IFCC 法」へ変更することにより、基準値を変更しました。

変更前	変更後
104~338 U/ℓ	38~113 U/ℓ

④ PSA

検査委託会社の検査方法変更に伴い、基準値を変更しました。

変更前	変更後
4.0 以下 ng/mL	4.000 以下 ng/mL

⑤ 血清ヘリコバクター・ピロリ抗体検査

検査委託会社の検査方法変更に伴い、基準値を変更しました。

変更前	変更後
3.0 未満 U/ℓ	10.0 未満 U/ℓ

2. 所見表記の見直しについて

人間ドック学会他、各学会のガイドラインに準拠するための変更等により、前回の所見表記と異なる場合がございますが、判定への影響はございません。主に変更があったのは以下の検査です。

検査内容
腹部エコー
乳腺エコー
心電図
胃部内視鏡（胃カメラ）
胃部 X 線
胸部 X 線
マンモグラフィ

以上